

障害理解に係る障害者団体の訪問授業について

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず、共生する社会を目指し、障害者への差別をなくしていくための法律です。

国の示した基本方針では、子供の頃から、年齢を問わず障害に関する知識・理解を深めることや、障害の有無にかかわらずともに助け合い・学びあう精神を涵養することが示されています。

子供の障害に関する知識・理解を深めるためには、障害者等から直接話を聞いたり、体験等の機会を持つことが重要です。

練馬区ではそうした機会を促進するため、障害理解に係る障害者団体の訪問授業を実施します。各校において授業等の中でぜひ活用いただきたいと存じます。

○学習のねらい

障害者やその家族によるお話、コミュニケーションや疑似体験を通して多様な人の存在やその生活を知ること、他者を理解し、障害の有無にかかわらず互いに支えあいながら生きていくことについて考えるきっかけを与える。

○授業の構成（例）

- （１）障害当事者による講話
- （２）障害疑似体験
- （３）グループワークや振り返り

○対象人数等

クラス単位または学年単位

○時限数

１～２時限

障害理解に係る障害者団体の 訪問授業の例

○視覚障害の訪問授業の例

視覚に障害のある方からのお話や、アイマスクをつけて行う歩行体験などをとおして、障害者の生活に触れる。視覚障害者の生活をとおして、お互いが支え合いながら生きていく大切さを学ぶ。

○授業内容

- (1) 視覚に障害のある方の生活～1日の過ごし方～
- (2) 歩行体験
- (3) 質疑応答

（１）視覚に障害のある方の生活～１日の過ごし方～

「包丁で大根を切る」、「携帯電話でメールを打つ」、「口紅を塗る」などを、実際に児童の前で行い、どのように生活しているのかを想像させる。



「朝起きたら、朝ごはんの準備をします」と、包丁を取り出し大根を切り始める姿に子どもたちはびっくり。「どうして上手く切れるの〜？」と興味津々です。

「お礼ってどうやって違いが分かるか知ってる？」
「腕時計を触って何時か分かるの」
身近なもので視覚障害者の生活を伝えていきます。



（２）歩行体験

授業に同行するガイドヘルパーから、ガイドの仕方や一緒に歩くときの注意点の説明を行う。その後、二人一組になり、視覚障害者役とガイド役をそれぞれ体験する。

どうやってガイドしてもらったら、安心して歩けるか実際に体験した子どもたち。



(3) 質疑応答

目が見えなくなったときどんな気持ちだったか、目が見えなくて一番困ったことは何かといった質問から、どうやってお風呂に入るのかなど様々な疑問について自由に質問を行う。



障害者差別解消法について

障害者団体の授業に合わせて、区職員が説明を行うことができます。

障害者差別解消法説明（例）

○障害者差別解消法って？

障害を理由に困ったと感じることや悲しい思いをすることがなくなるようにするためのルールです。このルールをとおして、すべての人がお互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しています。

○障害ってなに？

車いすを利用している人や目の不自由な人、耳が不自由な人などが、日ごろ生活しにくいと思うことは、心や体の障害だけでなく、社会の側にも原因があると考えます。

たとえば…横断歩道にある信号は、目の不自由な人には分かりにくいです。色が赤から青に変わるだけでなく、青に変わったときに音が出ることで、目の不自由な人も青に変わったことが分かり、困ることが少なくなります。つまり、色が変わることでしか情報を伝えない社会の側が生活しづらさを作りだしています。

○私たちにできること

障害のある人から困っていることを伝えられたとき、お手伝いできることをしたり、障害のある人もない人もお互いのことを理解をしようとするのが求められています。

○たとえば…

目の不自由な人が駅のホームから転落したというニュースを聞いたことがありますか。

そんな事故を無くすには、周りの人が気づかい、声をかけることが大切です。

一声で、周りの人も気づき、事故から命を守ることができます。

イラストを見て考えてみよう



pixta.jp - 16495536